

資料 2

食の安全・安心について

1 体制の強化

食品衛生担当職員（獣医師） 1 名増

2 食品衛生監視指導計画の強化

食品衛生法第 24 条

「都道府県知事，市長は，指針に基づき，毎年度，翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画を定めなければならない。」
平成 21 年度柏市食品衛生監視指導計画（案）

主な改正点

（1）大規模に製造加工する施設の立入実施回数の増加
2 回→3 回

（2）営業者向け講習会の拡充

食品の新規営業者（約 500 名）以外に継続の営業者（約 700 名）にも講習会を実施

（3）食品収去検査の強化

①公設市場の生鮮魚介類の食品収去検査を年 1 回から年 3 回に増加

生鮮魚介類等を 20 年度 5 検体 20 項目を 21 年度 15 検体 60 項目に増加，他にかんきつ類 5 検体 20 項目，生食用かき 3 検体 18 項目も実施予定。

なお，公設市場の施設の立入検査は現在 2 ヶ月に 1 回実施。

②菓子（生菓子）と保育園及び福祉施設の給食調理品の食品収去検査を増加

21 年度に新たに生菓子 10 検体 110 項目を実施，給食調理品を 20 年度 10 検体 70 項目（学校給食のみ）を 21 年度 16 検体 112 項目（保育園と社会福祉施設を追加）に増加。

3 市民への啓発

食品衛生協会と協働して食の安全・安心講演会実施

平成 22 年 2 月 6 日 食の安全・安心フォーラム アミュゼ柏